平成２５年（フ）第３３４号
千葉県千葉市美浜区打瀬２丁目16　パティオス17番街214号
債務者　佐藤　総一
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　香織
4　破産債権の届出期間　平成25年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４１号
神奈川県横浜市緑区中山町895　毎日新聞中山専売所内
債務者　片山　　太
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高尾　圭介
4　破産債権の届出期間　平成25年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月21日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４２号
神奈川県横浜市緑区中山町895　毎日新聞中山専売所内
債務者　片山知津子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高尾　圭介
4　破産債権の届出期間　平成25年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月21日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５８号
東京都港区芝浦４丁目16―17―1004
債務者　成毛　克彦
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末吉　宜子
4　破産債権の届出期間　平成25年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４７号
広島県庄原市平和町575番地１
債務者　滝口　良正
1　決定年月日時　平成25年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　剛志
4　破産債権の届出期間　平成25年２月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
広島地方裁判所三次支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１２３号
山形県米沢市万世町牛森4359番地の７
債務者　佐々木敏光
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第３００号
茨城県土浦市高岡2084番地１　サンライフ来田203
債務者　米谷有里子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第３７０号
千葉県四街道市みそら３―15―１、住民票上の住所千葉県市川市北方町４丁目2411番地４
債務者　齊藤奈穂子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３７１号
千葉県白井市冨士287番地の44
債務者　渋澤　朱美
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３７３号
千葉県成田市高岡1197番地　利根ハイツ102号
債務者　工藤　勝夫
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３７４号
千葉県成田市高岡1197番地　利根ハイツ102号
債務者　工藤　英子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３７６号
千葉県印旛郡酒々井町酒々井833番地　伊藤ハイツ102号
債務者　渋井　信子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３７８号
千葉県成田市三里塚光ケ丘１番地1314　ウエストハイツ202、住民票上の住所兵庫県明石市西明石南町２丁目12番20号　ワイズビル302号
債務者　八朔　成晃
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３８０号
千葉県白井市桜台２丁目３番３棟401号
債務者　古谷　信男
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３８４号
千葉県四街道市美しが丘２丁目４番３号　コーポウィング102号室
債務者　米本　　宏
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３８５号
千葉県佐倉市王子台５丁目15番地13
債務者　齋藤　隆之
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部